

(資料 1)

最近の豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ の発生状況について

農林水産省

令和5年10月

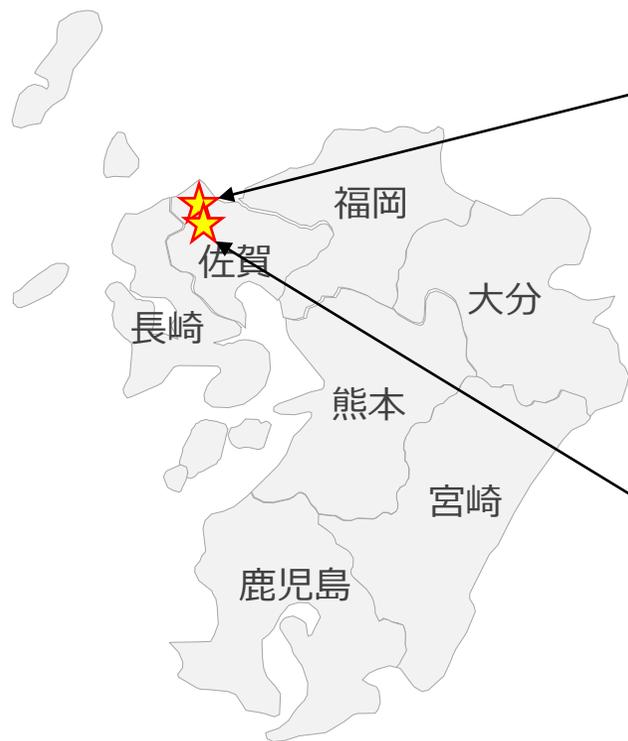
豚熱とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし ※人には感染しない
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々
※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。
飼養豚では20都県、野生イノシシでは34都府県で発生（令和5年8月31日時点）。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
※ 有効なワクチンが存在



【皮膚紫斑（しはん）】
（出典：動物衛生研究部門）

佐賀県における豚熱発生事例



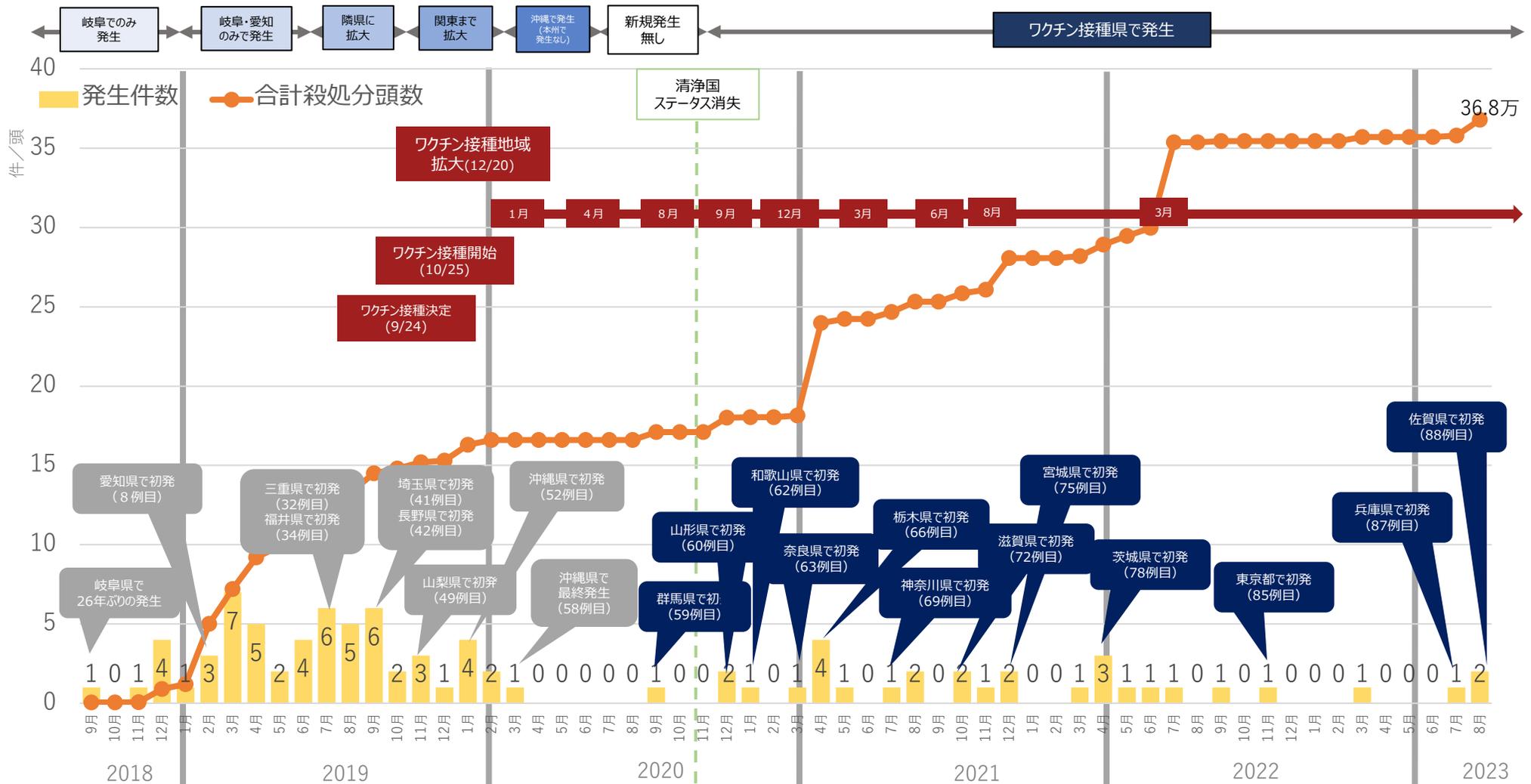
佐賀県 1 例目（国内88例目）
確認日：8月30日
農場所在：佐賀県唐津市
飼養規模：約450頭
防疫措置完了日：9月2日

佐賀県 2 例目（国内89例目）
確認日：8月31日
農場所在：佐賀県唐津市
飼養規模：約10,000頭
防疫措置完了日：9月20日

※搬出制限の
解除日：
10月9日

豚熱発生経過

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県及び佐賀県の20都県で計89事例発生し、これまでに約36.8万頭を殺処分。
- 2019年9月24日にワクチン接種を決定、10月15日に防疫指針を改訂、10月25日からワクチン接種開始。
- 2020年9月3日にWOAH（国際獣疫事務局）が認定する豚熱の清浄国ステータスを消失。
- 群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、兵庫県といったワクチン接種県においても発生。



野生いのししサーベイランス検査状況(令和5年10月11日時点)

直近1カ月のサーベイランス検査状況



PCR検査

- PCR陽性
- PCR陰性

直近6カ月のサーベイランス検査状況



PCR検査

- PCR陽性
- PCR陰性

九州における豚熱対策

- 佐賀県において8月30日に豚熱の感染事例が確認されたことから、一大養豚地域である九州地方における豚熱対策の実施が急務。
- 九州地方において、豚熱のまん延防止を図り、生産農家において不安が拡大しないように、これまでの他の地域での経験や取り組みを生かして以下の取組について農林水産省・都道府県・生産者団体・農家等が一体となって全力で取り組む。

1 九州全県で飼養豚への速やかなワクチン接種を実施

○ワクチン推奨地域

- ・九州全県（各県において、速やかにワクチン接種プログラムを策定し、接種を開始）。

○ワクチンの打ち手の確保

- ・ワクチン接種は、家畜防疫員、知事認定獣医師による接種に加え、研修等の実施により接種が可能となった登録飼養衛生管理者も活用（既に活用実績のある県の実例を横展開し、研修等を効率的に実施）。

○ワクチンの供給体制

- ・ワクチンは各企業において在庫を十分確保しており、安定供給体制を強化済み（プログラムに応じて接種できるよう国はメーカー等と調整）

2 農場における飼養衛生管理の強化

- ・飼養衛生管理基準の遵守状況の再点検、豚の異常を発見した際の早期通報、埋却地の確保の徹底により、農場における飼養衛生管理を強化

3 野生イノシシ対策の強化

- ・正確な感染状況の把握のため九州各県において、野生イノシシの捕獲・検査を強化。

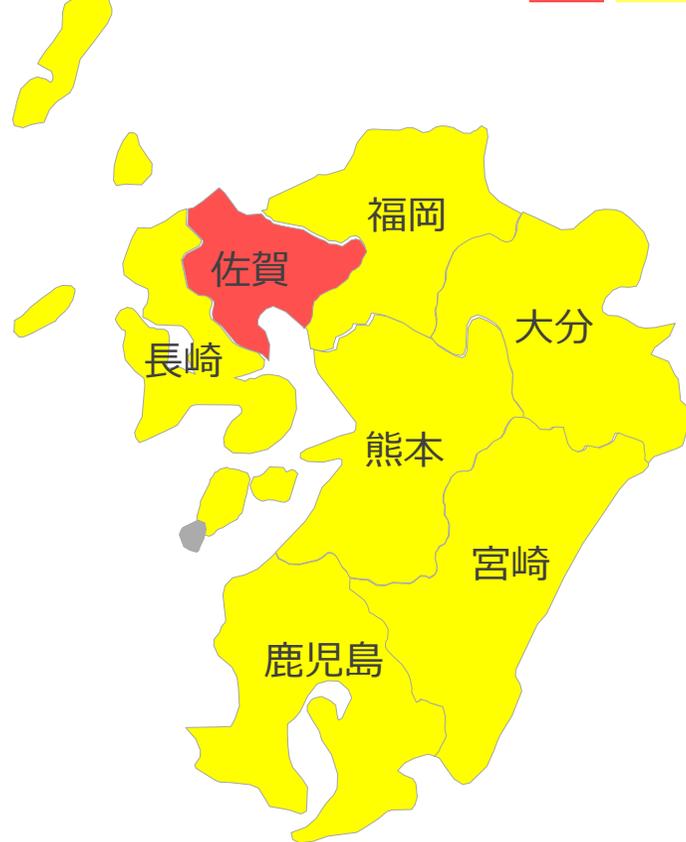
九州におけるワクチン接種推奨地域の設定

○九州における予防的ワクチン接種については、防疫指針に基づき、かつ、以下の点を考慮し九州全県をワクチン接種推奨地域に指定。

- ①佐賀県の2事例で、いずれも抗体陽性豚が確認されていること等から、ウイルス感染から長期間経過しており、さらに感染が拡大する恐れがあること。
- ②すでに野生イノシシへウイルスが侵入している可能性は否定できないこと。
- ③九州各県は、飼料の流通、と畜場出荷、種豚流通などの面で関連性が極めて強いこと。

飼養豚陽性発生県：赤色

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 黄色



ワクチン接種推奨地域の考え方

- ・野生いのししに感染している可能性が否定できず、感染リスクが高まっている**発生農場周辺地域及び発生農場の出荷先地域との養豚生産上の関連性が強い九州7県**については、いずれもウイルスの農場への侵入リスクが増大しており、**豚熱の感染が拡大する可能性**があることから、九州7県を推奨地域に設定する。
- ・**種豚場のワクチン接種**については、供給先のワクチン接種も配慮し、県を超える流通について滞り等が生じないよう、**各県と連携して対応**する。

【参考：九州における豚生産割合】

	全国	九州
飼養戸数 (戸)	3,590	1,130 (31.5%)
飼養頭数 (万頭)	894.9	280.0 (31.3%)
枝肉生産量 (千t)	1,293.4	378.5 (29.3%)

速やかなワクチン接種の実施について

- 速やかなワクチン接種の実施のため、九州各県の部長会議において、速やかな**ワクチン接種プログラム策定**等について要請。
- 各県においては、ワクチンの打ち手確保のため、**家畜防疫員**に加え、**民間獣医師**の知事認定や研修等を進め**登録飼養衛生管理者**による接種を進める。登録飼養衛生管理者による接種については、**既に制度を活用している県の実例を横展開し、速やかに研修などを開始できるよう調整**。
- 既に九州地方での**ワクチン接種開始の可能性も踏まえ各社に増産を依頼**しており、**九州全県までワクチン接種推奨地域が拡大しても十分な量のワクチンが供給可能**（ワクチン接種プログラムに応じて接種できるよう国はメーカー等と調整）。

県のワクチン接種プログラム策定と体制整備

- ・ワクチン接種プログラムを速やかに策定できるよう国からも技術的なサポート

県のプログラムの策定

- ・接種のスケジュール
 - ・予定使用数量
- 等

プログラムの承認

- ・牛豚等疾病小委員会による確認
- ・国によるプログラムの承認

ワクチン接種開始

ワクチンの打ち手の確保

- ・登録飼養衛生管理者の活用
飼養衛生管理者への研修会を速やかに実施できるよう、農水省から既に活用を開始した県の実例（すぐ使える資料など）を横展開。

ア. 家畜の飼養衛生管理
(ア) 海外及び国内（特に当該都道府県）における豚熱の発生の状況・動向
(イ) 登録飼養衛生管理者の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
(ウ) 豚熱の発生予防対策及びまん延防止対策に係る内容

イ. 豚熱ワクチンの基礎知識
(ア) 豚熱ワクチンの正しい使用法、ワクチンの性状、ワクチンによる免疫付与関係、ワクチン接種の関係法令



豚熱ワクチン等の管理（保管） （記録事項）

- (1) 冷却装置に使い適切に冷蔵保管すること。
- (2) 使用期限に達して廃棄しないこと。
- (3) 必要なワクチン数量以上を保管しないこと。



登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種について

誰でも接種できるのですか？ 研修を修了し、知事の登録を受けた登録飼養衛生管理者に限りです。その他の家畜従事者による接種はできません。	いつからできるのですか？ 今般、各都道府県が国に申請して制度を提案し、国によるワクチン接種プログラムの確立を受ける必要がありま。
どのような手続きが必要ですか？ まずは都道府県が実施する研修会への参加が必要です。その他にも作業手順書の制定などを踏まえた農場の認定、家畜伝染病予防法第55条に基づき、ワクチンの使用許可に係る手続きがあります。	今からできることありますか？ 農場の認定の進捗に飼養衛生管理者基準の遵守があります。認定済みの場合は、改善方針を策定し、改善に取り組みましょう。

ワクチンの供給

- ・メーカーにおける増産
令和元年度補正予算で各メーカーにおける豚熱ワクチン製造用機器の導入を既に進めており、九州全県までワクチン接種推奨地域が拡大しても十分な量のワクチンが供給可能。
メーカー合計の年間製造能力は約2,000万頭分であり、現時点でも十分な在庫を確保している状況。
- ・流通の調整
各県が策定したワクチン接種プログラムに応じて円滑に接種できるよう国はメーカー等と調整。

農場における飼養衛生管理の強化について

- 農場における飼養衛生管理の徹底を8月31日に九州各県に通知し、改めての指導を要請。
- 豚熱のまん延を防止するためには、家畜の異常を発見した際の**早期通報の徹底**が重要。
- また、発生した場合の迅速な防疫措置の実施に備え、埋却地等の殺処分した豚や汚染物品の**処理方法の確保**も重要。
- これらの取組が徹底されるよう8月31日に各県の部長級職員との会議でも要請。

農場における発生予防対策のポイント

①人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の**洗浄・消毒の徹底**
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録
- ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、攪拌しながら摂氏90度以上・60分間以上の加熱処理を徹底

②野生動物対策

- ・防護柵の設置等による**野生動物侵入防止対策**
- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管

早期通報徹底のポイント

- ・神経症状や死亡等の明確な臨床症状を示さず、発熱、元気消失、食欲減退、流死産や結膜炎などの症状が認められた場合にも、飼養管理者や獣医師は早期に家畜保健衛生所に通報を行うこと。
- ・早期通報できなかった場合、周囲の環境や農場等へのウイルスが広く浸潤する恐れがある。

特徴的な症状が無く、気がつきにくい疾病です！

発熱、食欲不振、元気消失等、うすくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等

異常を発見したら直ちに通報しましょう！



耳翼の紫斑



元気がない



結膜炎

重症例は後脚麻痺・運動失調・四肢の激しい痙攣などの神経症状、皮下出血による紫斑（耳翼、尾、後部、内股部）を呈し死亡。

写真出典：経産農

野生イノシシ対策の強化

- 九州においては、野生イノシシにおける豚熱の感染は確認されていないが、今回の佐賀県での豚熱発生を受け、**野生いのししのサーベイランス強化**のため、九州各県に対し8月30日付けで通知を発出。本年9月～12月をサーベイランス強化期間として、各県は毎月60頭以上の検査を目標として設定。
- サーベイランス強化と併せ、**野生いのししの捕獲強化**についても8月30日通知を発出し、九州各県に協力を要請。

サーベイランス検査状況



○各県におけるサーベイランス状況について

佐賀県での豚熱発生を受け、野生いのししの**サーベイランス強化**及び**捕獲の強化**を要請し、野生イノシシにおける豚熱の監視を強化。

○野生イノシシに関する今後の対応

- ・まずは、野生いのししのサーベイランス強化（捕獲・死亡）による豚熱の監視を強化。
- ・経口ワクチンについては、野生イノシシにおける症状がわかりにくくなるなど、サーベイランスを妨げてしまうため、現状、**各県においては、飼養豚への豚熱ワクチン接種を優先的に実施**。
- ・一方、野生イノシシにおいて豚熱の感染が確認された場合には、感染の拡大の防止のため、早急に経口ワクチンを散布する必要があるため、事前に**猟友会等の関係者との連携体制を調整**。

発生農家に対する経営再開支援について

- 豚熱が発生した農場に対しては、原則として殺処分された**家畜の評価額の全額**を手当金として交付。
- これに加えて、**家畜防疫互助基金**や**飼料・営農資材の購入**等に要する資金の**低利融資**も用意。

【家畜伝染病予防費】

- 発生農場の早期経営再開に向け、家畜伝染病予防法に基づき、**殺処分した豚、イノシシに対する手当金**について、原則として**評価額の全額を交付【全額国費】**。

【家畜防疫互助基金支援事業】

- また、経営再開に向けた支援として、発生農場の**空舎期間の固定経費（雇用労賃、地代等）相当分を支援**。

【家畜疾病経営維持資金・農林漁業セーフティネット資金】

- さらに、経営再開に必要な**家畜の導入、飼料・営農資材の購入**等に要する資金については、家畜疾病経営維持資金（貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円）や農林漁業セーフティネット資金（貸付限度額：年間経営費の6か月分※又は600万円）の活用が可能。

※簿記記帳を行っている場合

(参考資料)

農場における発生予防対策のポイント

○ 豚熱の発生予防対策として、①人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止、②野生動物対策が重要



①人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録
- ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、攪拌しながら摂氏90度以上・60分間以上の加熱処理を徹底

②野生動物対策

- ・防護柵の設置等による野生動物侵入防止対策
- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管